

国民健康保険税条例改正補足説明資料

1. 改正の内容

①基礎分及び後期高齢者支援金分の賦課限度額引き上げ

(第3条、第24条関係)

基礎分 52万円→54万円
後期高齢者支援金分 17万円→19万円

②均等割・平等割の減額対象範囲を拡大

(第24条関係)

5割軽減の対象所得

現行 (33万円+26万円×被保険者数)円以下
改正後 (33万円+26.5万円×被保険者数)円以下

2割軽減の対象所得

現行 (33万円+47万円×被保険者数)円以下
改正後 (33万円+48万円×被保険者数)円以下

2. 改正による影響額

①限度額引き上げの影響額(平成27年11月賦課を元に試算)

上段:限度額超過世帯、下段:調定額

	改正前 A	改正後 B	差引 B-A
基礎分	339 世帯	309 世帯	△30 世帯
	1,786,579,600 円	1,793,067,900 円	6,488,300 円
後期高齢者支援金分	402 世帯	317 世帯	△85 世帯
	623,549,800 円	630,729,300 円	7,179,500 円
影響額合計			13,667,800 円

②軽減対象範囲の拡大の影響額(平成27年11月賦課を元に試算)

上段:軽減世帯、下段:軽減額

	改正前 A	改正後 B	差引 B-A
5割軽減分	3,153 世帯	3,198 世帯	45 世帯
	167,924,817 円	170,419,441 円	2,494,624 円
2割軽減分	2,027 世帯	2,085 世帯	58 世帯
	42,616,655 円	43,811,865 円	1,195,210 円
影響額合計			3,689,834 円

